



子育て世帯生活支援特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、所得が低い子育て世帯の負担を緩和するため、同給付金を支給します。

☎コールセンター(☎0120-145-577、☎504-2727)、受付時間:8:30~17:00(土・日曜日、祝・休日、12月29日~1月3日を除く)

- 支給対象である(1)ひとり親世帯分と、(2)ひとり親世帯以外分では、対象者や申請方法などが異なります
- 支給金額は、対象児童1人につき5万円です
- 受け取ることができるのは、原則、(1)(2)いずれか一つの給付金です

	(1)子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	(2)子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)
対象者	以下の①~③のいずれかに該当する人 ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人 ②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない人(児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人に限る) ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	以下の①~③のいずれかに該当する人 ①次のア・イ両方に該当する人 ア 令和4年4月~令和5年3月のいずれかの月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している人 イ 令和4年度分の住民税均等割が非課税の人 ②次のア・イ両方に該当する人 ア 平成16年4月2日~平成19年4月1日に出生した児童(高校生など)を養育する人 イ 令和4年度分の住民税均等割が非課税の人 ③次のア・イ両方に該当する人 ア 令和4年3月31日時点で18歳未満(特別児童扶養手当の対象児童は20歳未満)の児童か令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児を養育する人 イ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が令和4年度分の住民税均等割が非課税の人と同じ水準となっている人
申請方法	①の対象者は申請不要 ②、③の対象者は、所定の申請書を令和5年2月28日(火)までに、こども・家庭支援課(〒730-8586 住所不要)へ郵送か区福祉課へ持参。申請書は市ホームページか区福祉課で  市HP ページ番号 220959	①の対象者(児童手当を受給している公務員を除く)は申請不要。支給時期などは決まり次第通知 ①の対象者のうち公務員の児童手当受給者、②、③の対象者は、所定の申請書を令和5年2月28日(火)までに、給付金事務処理センター(〒730-8790 広島中央郵便局 私書箱第5号)へ郵送。申請書は市ホームページか区福祉課で  市HP ページ番号 227678

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金

新たに令和4年度住民税(均等割)が非課税となった世帯へ確認書を郵送しています

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、住民税非課税世帯の負担を緩和するため、対象の世帯へ同給付金を支給します。

基準日(令和4年6月1日)時点で、市に住民登録がある世帯で、「世帯全員の令和4年度分の住民税(均等割)が非課税」の世帯に対して、確認書を郵送しています。給付金は、1世帯につき10万円です。

すでに、「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を受給した世帯は、対象となりませんのでご注意ください。

給付金の受給手続き

次の(1)(2)を確認し、手続きを行ってください。

- 世帯の全ての人、令和3年12月10日以前から市に住民登録がある場合
・対象となる世帯には、給付内容や確認事項を記載した確認書が届きます
・確認書の内容(支給要件、振込先など)を確認して、同封の返信用封筒で確認書を返信してください
- 世帯の中に、令和3年12月11日以降に市に住民登録した人がいる場合
・給付金の受給には申請が必要です。支給要件や申請手続きについては、下記事務センターへお問い合わせください

※ 支給要件に該当すると思われる世帯で、確認書が届いていない場合は、下記事務センターへお問い合わせください

ご注意ください

- 申請締め切り日は令和4年11月30日(水)(当日消印有効)です
- 以下の世帯は対象になりません
・住民票上に課税されている人がいる世帯(課税されている人と居住地は異なるが同一住民票上に住民登録している場合を含む)
・世帯員の全員が、課税されている人から扶養などを受けている世帯
・世帯の中に、租税条約による免除の適用を受けている人がいる世帯

☎広島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務センター
(☎236-7229、☎236-7239)

【受付時間】9:00~17:15(土・日曜日、祝・休日を除く)

【担当課】健康福祉企画課

[市HP](#) ページ番号 256517 

持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、「新たな協力体制」の構築に先導的に取り組む地域を募集します




市は、住民同士が支え合い、安全・安心に暮らすことができる地域を創るため、今年2月に「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定しました。このたび、同ビジョンに基づく「新たな協力体制※」の構築に、先導的に取り組む地域を募集します。現在、地区社会福祉協議会会長や連合町内会・自治会会長などを対象とした区ごとの説明会を順次開催中です。

☎コミュニティ再生課(☎504-2867、☎504-2029)

【応募の方法】地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会が共同か単独で、おおむね小学校区を活動範囲としている団体と連携の上、連名で応募

【応募の条件】次のいずれも満たすこと

- ・行政と協働して、同ビジョンに基づく「新たな協力体制」の構築に向けて先導的に取り組む意欲があること
- ・「新たな協力体制」の構築に向けた話し合いの場に参加する団体を具体的に想定していること

☎募集案内を確認し、所定の申請書を直接同課へ。募集案内と所定の申請書は同課、市ホームページで [市HP](#) ページ番号 287381 


※おおむね小学校区を活動範囲として、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会などを中心に多様な主体が連携し、地域の情報・将来像の共有やさまざまな活動の企画・検討などに取り組む体制を有する組織

新型コロナワクチン

4回目接種用の接種券を発行します

4回目接種の対象は、60歳以上の人と18歳~59歳で基礎疾患などがある人です。このうち、18歳~59歳の人接種を受けるには、接種券の発行申請が必要です。60歳以上の方は、原則、申請は必要ありません(3回目接種後、他市町から転入した人などは申請が必要です)。

【申請方法】3回目接種からおおむね4カ月以上経過した後に、次の方法で申請してください。申請受け付けから3週間程度で接種券を発行・発送します。

- WEB申請 市ホームページの申請フォームから申請
- 郵送による申請(WEB申請が困難な人) 接種券発行申請書と必要な書類を郵送。申請書、必要な書類、郵送先など詳しくは市ホームページで 

[市HP](#) ページ番号 275537

☎広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎513-2847、☎211-3006)